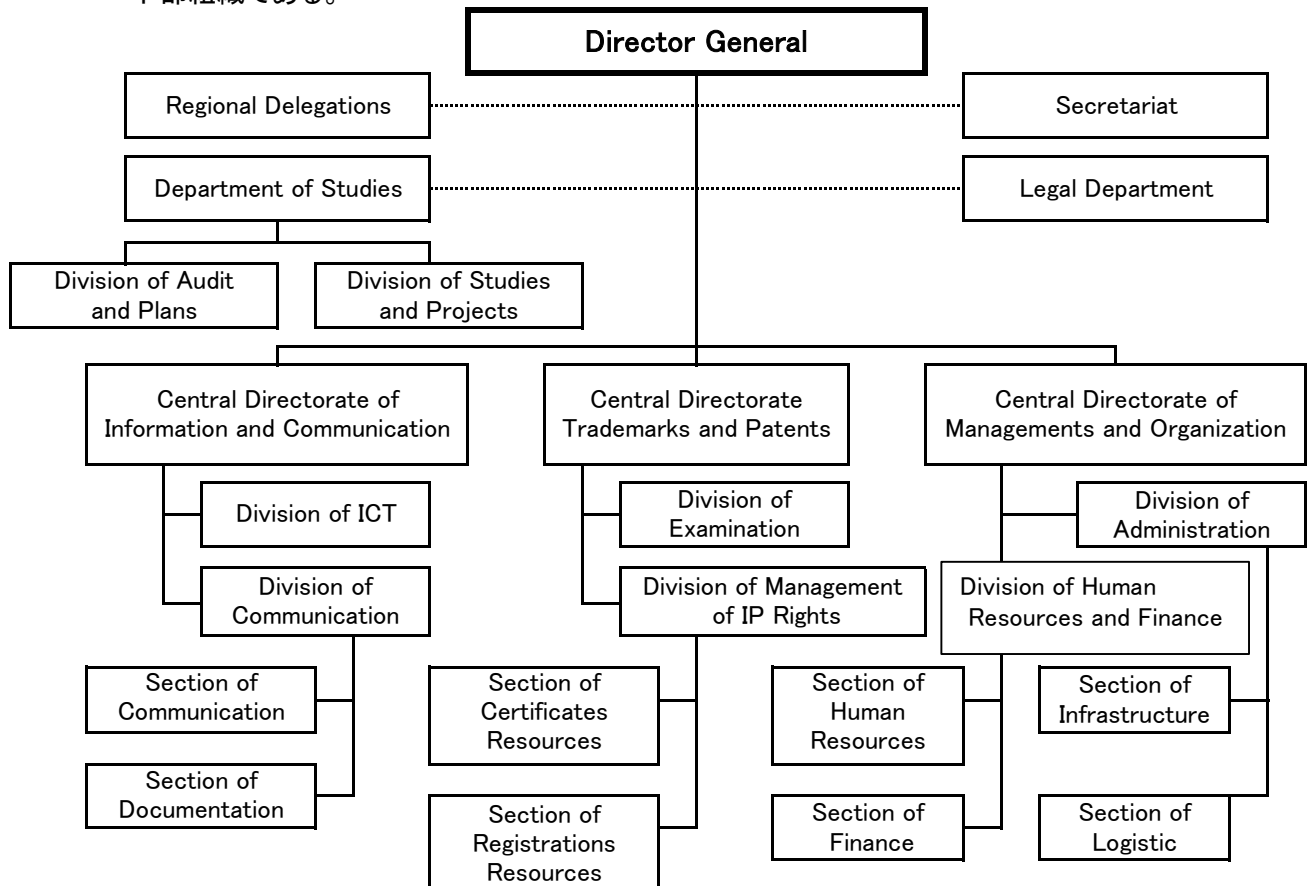


①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)				
②名称	Ministry of Industry and Commerce / Industrial Property Institute (IPI)				
③所在地	Rua Consiglieri Pedroso no. 165, P.O. Box 1072, Maputo				
④連絡先	(電話) (258) 21 354 900 / (258) 8 430 062 15 (FAX) (258) 21 354 944 (E-mail) <a href="mailto:ipi@ipi.gov.mz">ipi@ipi.gov.mz</a> (internet) <a href="http://www.ipi.gov.mz/">www.ipi.gov.mz/</a>				
⑤組織の長	<b>Director General:</b> <b>Ms. Sheila Judite da Silva Lopes Canda</b>				
⑥沿革	(1) モザンビーク共和国は、1975年6月25日にポルトガル植民地から独立国となった。 (2) モザンビーク共和国には、1999年7月までは知財法は存在せず、モザンビーク工業所有権法が1999年5月4日に政府公報により公布され、1999年7月5日に施行された。 (3) モザンビーク共和国においては、この1999年の知財法は、2006年になって2006年知財法第4号により改正され、2006年6月12日に施行されている。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、地理的原産地				
⑩加盟条約	WIPO 1996/12/23	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1998/7/9	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト    ヘーグアクト    ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章) 1998/10/7	マドプロ 1998/10/7	PCT 2000/5/18	ロカルノ	ニース 2002/1/18
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/8/26		

①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	47	40	46	41
		(内 外国出願)	24	14	16	16
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	23	10	16	16
	実用新案	全数	11	11	8	14
		(内 外国出願)	10	7	5	14
	意匠	全数	75	80	65	110
		(内 外国出願)	35	40	30	59
		(内 日本から)				
	商標	全数	3,859	3,697	3,467	3,027
		(内 外国出願)	2,204	1,989	1,968	2,315
		(内 日本から)	19	17	20	22
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	11	11	7	14
		(内 外国出願)	10	7	4	14
	意匠	全数	75	80	64	110
(内 外国出願)		35	40	30	59	
(内 日本から)						
商標	全数	3,850	3,760	3,056	3,086	
	(内 外国出願)	2,337	2,052	1,866	2,396	
	(内 日本から)	34	19	30	27	
出典: WIPO IP Statistics						

## ⑫ 組 織

<組織図> 知財局( Industrial Property Institute 、 IPI) は、産業経済省(Ministry of Industry and Commerce)の下部組織である。



①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2006年 6月12日施行、2006年法律第4号)
	③地理的効力の範囲	モザンビーク国内のみ (知財法第72条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者(自然人)及び承継人(自然人、法人) (知財法第31条、同第4条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑦出願言語	ポルトガル語 (知財法第11条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (知財法第66条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第25条、同第26条)
	⑩グレースピリオド	次の各事項が規定されている。 (1) 発明者又はその権利の承継人による学会発表、博覧会における展示等による開示日から12月 (2) 発明者又は発明の承継人の意に反した開示の開示日から12月 (知財法第29条)
	⑪非特許対象	次の各事項が規定されている。 (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 純粋に精神的な行為、ゲーム又は事業を行なうための計画 (3) コンピュータ・プログラム (4) 美的創造物又は文芸的作品 (5) 情報ま提供 (6) 人若しくは動物の体に対する外科方法、及び人又は動物の体に対する診断方法 (7) 原子核変換等により得られるもの (8) 公序良俗に反する発明 (知財法第30条(1)、(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。但し、異議申立があった出願に限られる。 (知財法第60条(2)、(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から18月。 (知財法第57条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開日から60日以内に、何人も異議申立を行なうことができる。 (知財法第59条(1)、(2))
	⑰無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、無効の手続きは裁判所に申立てることにより行なう申立を行なうことができる。(知財法第21条) )
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与から3年の何れか長い方の期間の不実施は、強制実施権の設定の対象となる。(知財法第83条)

①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)					
⑱費用 単位 MZM (モザンビーク・ メティカル)	[出願から登録までに掛かる費用]					
	出願料	4,600 MZM				
	公告料	375 MZM				
	審査料	600 MZM				
	[特許権維持に掛かる費用]					
	1年次	750 MZM	8年次	2400 MZM	15年次	5,100 MZM
	2年次	1,050 MZM	9年次	2800 MZM	16年次	5,450 MZM
	3年次	1,300 MZM	10年次	3100 MZM	17年次	5,600 MZM
	4年次	1,400 MZM	11年次	3500 MZM	18年次	5,800 MZM
	5年次	1,800 MZM	12年次	3850 MZM	19年次	6,000 MZM
	6年次	1,900 MZM	13年次	4150 MZM	20年次	6,650 MZM
	7年次	2,200 MZM	14年次	4750 MZM		
⑳料金減免措置の有無	無。					
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。国内段階に入るときに申出ることにより減額又は免除されることがある。					

①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)	
実用新案 制度	②最新実新案法の施行年月日	2006年6月12日施行、2006年法律第4号)
	③地理的効力の範囲	モザンビーク国内のみ (知財法第72条(1))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者(自然人)及び承継人(自然人、法人) (知財法第91条による第31条、同第4条の準用)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑦出願言語	ポルトガル語 (知財法第11条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から15年 (知財法第95条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第91条による同第25条、同第26条の準用)
	⑩グレースピリオド	次の各事項が規定されている。 (1) 発明者又はその権利の承継人による学会発表、博覧会における展示等による開示日から12月 (2) 発明者又は発明の承継人の意に反した開示の開示日から12月 (知財法第29条)
	⑪不登録対象	次の各事項が規定されている。 (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 純粋に精神的な行為、ゲーム又は事業を行なうための計画 (3) コンピュータ・プログラム (4) 美的創造物又は文芸的作品 (5) 情報提供 (6) 人若しくは動物の体に対する外科方法、及び人又は動物の体に対する診断方法 (7) 原子核変換等により得られるもの (8) 公序良俗に反する発明 (知財法第91条による同第30条の準用)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。但し、異議申立があった出願に限られる。 (知財法第91条による第60条の準用)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から6月以内。 (知財法第93条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開日から60日以内に、何人も異議申立を行なうことができる。 (知財法第91条による同第59条の準用)
	⑰無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、無効の手続きは裁判所に申立てることにより行なう申立を行なうことができる。(知財法第21条))
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与から3年の何れか長い方の期間の不実施は、強制実施権の設定の対象となる。(知財法第91条による第83条の準用)

①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)	
	⑱費用 単位 MZM (モザンビーク・ メティカル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 750 MZM 公告料 審査料  [特許権維持に掛かる費用] 1年－5年次 750 MZM(毎年) 6年－10年次 1,450 MZM(毎年) 11年－15年次 2,650 MZM(毎年)
	㉑料金減免措置 の有無	無。
	㉒PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	有。国内段階に入るときに申出ることにより減額又は免除されることがある。

①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2006年6月12日施行、2006年法律第4号)
	③地理的効力の範囲	モザンビーク国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者(自然人)及び承継人(自然人、法人) (知財法第99条、同第4条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑦出願言語	ポルトガル語 (知財法第11条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ4回更新することができる。 (知財法第107条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第98条(1a))
	⑩グレースピリオド	出願人若しくはその権利の承継人が行なった行為、又は出願人若しくはその権利の承継人に関して、第三者が行なった濫用に起因する発明の開示日から12月。 (知財法第106条による同第29条の準用)
	⑪不登録対象	(1) 法に反する意匠 (2) 公序良俗に反する意匠 (3) 善良な習慣に反する意匠 (知財法第98条(1b))
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (知財法第103条(2)、同第98条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (知財法第103条(3))
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(モザンビークは、ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は速やかに公告される。 (知財法第105条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。 (知財法第105条)
	㉑異議申立制度の有無	有。出願公開日から60日以内に、何人も異議申立を行なうことができる。 (知財法第106条による同第59条の準用)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することにより行なうことができる。 (知財法第21条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)		
⑭費用 単位 MZM (モザンビーク・ メティカル)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	出願料	750 MZM	
	[意匠権の維持に掛かる費用]		
	存続期間更新料		
	1年－5年		750 MZM
6年－10年		900 MZM	
11年－15年		950 MZM	
⑮料金減免措置 の有無	無。		



①国名	Republic of Mozambique (MZ) (モザンビーク共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2006年6月12日施行、2006年法律第4号)
	③地理的効力の範囲	モザンビーク国内のみ
	④他国制度との関係	無。モザンビークはARIPO加盟国であるが、バンジュールプロトコルを批准していないため、ARIPOを利用しての商標登録はできない。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標、証明商標 (知財法第123条(1)、(2))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標 (知財法第123条(1))
	⑦出願人資格	標章の使用者(自然人、法人) (知財法第112条(2))
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (知財法第114条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑪出願言語	ポルトガル語。 (知財法第112条(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (知財法第120条)
	⑬「グレースピリオド」	無。
	⑭不登録対象	(1) 識別性のない標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) 商品/サービスの出所、性質等について公衆に誤解を生じさせる標章 (4) 国や政府機関等の旗、紋章等の特徴を複製、模倣した標章 (5) 赤十字等の記章等を複製した標章 (6) モザンビークで周知の商標に同一/類似の標章 (7) モザンビークで登録された取引上の標識の特徴的要素を模写した標章 (8) モザンビークで登録されている商標と同一又は同商標を模倣した標章であって、同一の商品/サービスに用いる標章 (知財法第110条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知財法第125条、第126条)
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第113条(4))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。実体審査後、公告される。 (知財法第116条)
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から60日以内に異議申立を行なうことができる。 (知財法第117条(1))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、登録の無効を裁判所に申立ることができる。(知財法第21条)
	㉔不使用取消制度の有無	無。不使用取消制度はないが、登録日から5年毎に「使用意図宣言書」を提出しなければならない。これを提出しなかった場合には、権利行使をすることができず、また利害関係者の請求により、長官は登録の失効を宣言することができる。 (知財法第127条)

